国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所(法人番号5012405001732)の 役職員の報酬・給与等について(令和6年度)

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有していると考えられる。

このため、役員報酬水準については独立行政法人通則法第50条の2第 3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務の実績を考慮し、役員の職責 に応じた国家公務員指定職給与を参考としている。

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入 実績を含む。)

役員報酬は、主務大臣による業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長

役員給与は国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所役員給与規程により定められており、俸給と諸手当により構成されている。

俸給については、法人の長が979,000円、理事及び監事については、その職務の複雑、困難及び責任の程度を総合的に判断して、716,000円から908,000円の範囲で決定されている。期末手当の額は、俸給及び地域手当の月額、俸給月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の額に100分の20を乗じて得た額の合計額(以下、基礎額)に6月に支

給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の67.5を乗じ、在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については研究所に所属する役員の基礎額に6月に支給する場合においては 100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えない範囲内で、当該役員の基礎額に、当該役員の勤務実績及び主務大臣が行う業績評価を 勘案して、給与法等の例に準じる割合を乗じて得た額とする。

令和6年度は、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことを踏まえ、以下 の改正を行った。

- •俸給月額の改正
- 月8,000円から11,000円分の引き上げ
- ・期末手当の支給割合の改正 期末手当年間0.25月分引き上げ
- ・勤勉手当の支給割合の改正 勤勉手当年間0.25月分引き上げ

監事(非常勤)

非常勤役員手当は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所役員給与規程により、240,000円と定められている。

理事

監事

2 役員の報酬等の支給状況

/ 人員 ジ	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退化	壬の状況	前職
役名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	月月400
	千円	千円	千円	千円			
法人の長	18,508	11,748	5,303	1,175(地域手当) 282(通勤手当)			*
	千円	千円	千円	千円			
A理事	17,047	9,948	4,833	1,990 (地域手当) 276 (通勤手当)			\Diamond
	千円	千円	千円	千円			
B理事	14,656	9,264	4,276	1,065 (地域手当) 50 (通勤手当)		3月31日	
	千円	千円	千円	千円			
C理事	14,372	9,264	4,182	926 (地域手当) 0 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
D理事	15,169	9,264	4,373	1,482 (地域手当) 50 (通勤手当)	4月1日		
	千円	千円	千円	千円			
A監事	14,260	8,592	4,056	1,374 (地域手当) 237 (通勤手当)			
	千円	千円	千円	千円			
B監事	16,815	9,948	4,764	1,724 (地域手当) 379 (通勤手当)	11		\Diamond

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注4: 端数処理の関係で、支給総額と各内訳の合計額が一致しない(B理事、A監事)。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

理事

当法人は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有していると考えられる。

その報酬水準についてはI-1-①で記載したとおり、 国家公務員指定職給与を参考としている。

I −2の結果は I −1−①の考え方を踏まえて国家公務員指定職給与に即した報酬実績となっていること、令和6年度の業務実績に関する評価においても、重大な業務運営上の課題は検出されておらず全体として順調な組織運営が行われているとの評価を得ていることからも妥当である。

監事(非常勤)

【主務大臣の検証結果】

当法人の目的は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えることである。

その業務内容に鑑みれば、I-1-①で示された役員報酬水準の設定の考え方は国家公務員の水準を踏まえて定められており、適当である。

また、I -2の報酬実績は報酬水準設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は適当である。

監事

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	該当者なし	年	月			
A理事	新当者なし	年	月			
B理事	手円 該当者なし	年	月			
C理事	^{手円} 該当者なし	年	月			
D理事	手円 該当者なし	年	月			
A監事	手円 該当者なし	年	月			
B監事	手円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄 5 退職手当の水準の妥当性について【主務大臣の判断理由等】

	L Vallet ru - L
区分	判断理由
法人の長	
A理事	該当者なし
B理事	該当者なし
C理事	該当者なし
D理事	該当者なし
A監事	該当者なし
B監事	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬は、主務大臣がその者の業績に応じて決定する業務実績評価 を用いて算定した額を支給することとしており、今後も継続していくこととす る。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有していると考えられる。

このため、職員給与水準については独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務の実績並びに職員の職務の特性等を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参考にしている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の支給に際して反映させているところである。

③ 給与制度の内容

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所職員給与規程に基づき、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給+扶養手当+地域手当+広域異動手当+その者の役職等に応じた加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じ、さらに基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給+地域手当+広域異動手当+その者の役職等に応じた加算額)に、給与法等の例に準じる割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、4月1日から、俸給表の改正、また、期末手当及び勤勉手当(年間支給月数を0.05月分引き上げ)の支給割合の改正を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

大 平均年齢 総額 55所定内 55遺動手当 55賞与 75遺動手当 75 遺動手当 75 直動手当 75 百 千円 75 0 千円 75						6年度の年	間給与額(≦	
常勤職員		区分	人員	平均年齢	終額	うち所定内		うち賞与
常勤職員 250 45.6 9,139 6,686 119 2,453 事務·技術 49 43.8 7,144 5,156 140 1,988 研究職種 人 競 千円	L							
本務・技術		党勘職 昌			l	l		
事務・技術 49 43.8 7,144 5,156 140 1,988 研究職種 人 歳 千円		市刬椒貝	250	45.6	9,139	6,686	119	2,453
研究職種		古水 壮体	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種 201 46 9,625 7,059 113 2,566 任期付職員 9 57.8 9,797 7,702 258 2,095 研究職種 9 57.8 9,797 7,702 258 2,095 研究職種 9 57.8 9,797 7,702 258 2,095 再雇用職員 3 62.5 5,710 4,760 62 950 事務・技術 3 62.5 5,710 4,760 62 950 研究職種		争務•技術	49					
任期付職員 人 歳 千円		研 欠聯種	人					
任期付職員 9 57.8 9,797 7,702 258 2,095		4月 元400年	201	46	9,625	7,059	113	2,566
任期付職員 9 57.8 9,797 7,702 258 2,095	Г		人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種		任期付職員				l		
PR								
再雇用職員		研究職種	9	57.8	9,797	7,702	258	2,095
再雇用職員 3 62.5 5,710 4,760 62 950 事務·技術 3 62.5 5,710 4,760 62 950 研究職種 人 歳 千円	_			l l	<u> </u>	<u> </u>		·
事務・技術 3 62.5 5,710 4,760 62 950 事務・技術 3 62.5 5,710 4,760 62 950 研究職種	Г		人	歳	千円	千円	千円	千円
事務·技術 3 62.5 5,710 4,760 62 950 研究職種 - <		再雇用職員	3	62.5	5,710	4,760	62	950
おおける はおける はおける			人	歳	千円	千円	千円	千円
#常勤職員		事務・技術	3	62.5	5,710	4,760	62	950
非常勤職員 人 歳 千円			人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員 46 57.8 3,711 3,261 76 450 事務·技術 25 55.2 3,663 3,215 66 448 研究職種 9 63.4 4,308 3,788 90 520 一般契約職員 12 58.9 3,361 2,958 85 403 専任研究員 — — — — — — 准専任研究員 — — — — — — 人 蒙 千円 千円 千円 千円 千円 推専任研究員 — — — — — — 人 蒙 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 本事任研究員 — — — — — — — — 人 歲 千円		研究職種	_	_	_	_	_	_
非常勤職員 46 57.8 3,711 3,261 76 450 事務·技術 25 55.2 3,663 3,215 66 448 研究職種 9 63.4 4,308 3,788 90 520 一般契約職員 12 58.9 3,361 2,958 85 403 専任研究員 — — — — — — 准専任研究員 — — — — — — 人 蒙 千円 千円 千円 千円 千円 推専任研究員 — — — — — — 人 蒙 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 本事任研究員 — — — — — — — — 人 歲 千円	_				ı			
Page Page	Γ	기도 산숙 #도 #하 □	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務·技術 25 55.2 3,663 3,215 66 448 研究職種 9 63.4 4,308 3,788 90 520 一般契約職員 12 58.9 3,361 2,958 85 403 專任研究員 — — — — — — 准専任研究員 — — — — — — 人 歲 千円 千円 千円 千円 千円 准専任研究員 — — — — — — 人 歲 千円 千円 千円 千円 千円 人 歲 千円 千円 千円 千円 千円 人 歲 千円 千円 千円 千円 千円		非吊 劉職貝	46	57.8	3,711	3,261	76	450
A A A A A A A A A A		± 7/2 ±+4/5	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種 9 63.4 4,308 3,788 90 520 一般契約職員 12 58.9 3,361 2,958 85 403 専任研究員 一 一 一 一 一 一 一 准専任研究員 一 一 一 一 一 一 一 人 歳 千円 千円 千円 千円 千円 人 歳 千円 千円 千円 千円 千円 人 歳 千円 千円 千円 千円 千円		₩ → 一 → 一 → 一 → 一 → 一 → 一 → 一 → 一 → 一 →	25	55.2	3,663	3,215	66	448
9 63.4 4,308 3,788 90 520 一般契約職員 12 58.9 3,361 2,958 85 403 専任研究員 一 一 一 一 一 一 一 准専任研究員 人 歳 千円 十円 十円 十円 十円 十円 十円		717 277 1784 1745	人	歳	千円	千円	千円	千円
一般契約職員 12 58.9 3,361 2,958 85 403 専任研究員 人 歳 千円 十円 十円 <td< td=""><td></td><td> 研究賦種</td><td>9</td><td>63.4</td><td>4,308</td><td>3,788</td><td>90</td><td>520</td></td<>		研究賦種	9	63.4	4,308	3,788	90	520
12 58.9 3,361 2,958 85 403 専任研究員 人 歳 千円 十円 十円<		Arr days (1 with E	人	歳	千円	千円	千円	千円
専任研究員 _ _ _ _ _ _ 人 歳 千円 千円 千円 千円 千円 人 歳 千円 千円 千円 千円 千円		一般契約職員	12	58.9	3,361	2,958	85	403
		古とびの日	人	歳	千円	千円	千円	千円
准專任研究員 _ _ _ _ _ _ 人 歲 千円 千円 千円 千円			_	_	_	_	_	_
		W=K##P	人	歳	千円	千円	千円	千円
		(性界性研究員	_	_	_	_	_	_
村川		性則重改昌	人	歳	千円	千円	千円	千円
		特別事務貝	_	_	_	_	_	_

人和6年中旬年期外上海(玉坊)

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を除く。

注2:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

注3:次に掲げる区分及び職種は、該当者がないため省略した。

在外職員の区分。すべての区分で医療職種、教育職種及びその他の職種。任期付職員のうち事務・技術。 注4:再雇用職員のうち研究職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定される おそれのあることから、区分欄以外は記載していない。

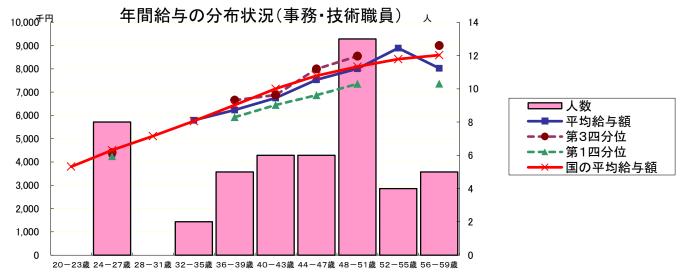
注5:非常勤職員のうち一般契約職員とは、定型的な業務又は補助的な業務に従事する者である。

注6:非常勤職員のうち専任研究員とは、博士号取得者又はこれと同等の研究能力を有すると 認められ、研究業務に従事する者である。

注7:非常勤職員のうち特別事務員とは、専門的な資格を有する業務に従事する者である。

注8:非常勤職員のうち専任研究員、准専任研究員、特別事務員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分欄以外は記載していない。

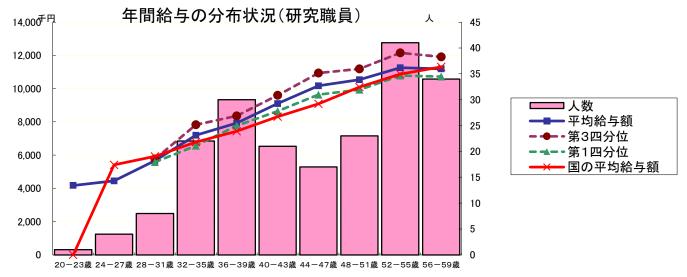
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員/研究職員)[任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢、52-55歳の該当者は4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

注3:年齢、32-35歳の該当者は2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位、第3四分位及び平均給与額については表示していない。



注1:①の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢、24-27歳の該当者は4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

注3:年齢、20-23歳の該当者は2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位、第3四分位及び平均給与額については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグルー	۱. E	亚坎东岭	年間給与額		
プ	人員 平均年齢 		平均	最高~最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	
•本部課長	8	52.5	9,649	$12,373 \sim 8,453$	
•本部課長補佐	17	49.9	7,347	$8,586 \sim 6,666$	
•本部係長	16	41.7	6,638	8,608 ~ 5,641	
•本部係員	8	26.4	4,357	$4,607 \sim 4,121$	

(研究職員)

(P) / LIPA ST				
分布状況を示すグルー	人員	平均年齢		年間給与額
プ	八貝	十岁十年	平均	最高~最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
•本部研究部長	22	54.9	12,175	13,688 ~ 9,598
·本部研究課長	79	51.4	10,946	$12,585 \sim 8,673$
・本部主任研究員	83	41.6	8,302	$10,206 \sim 5,987$
·本部研究員	17	30.4	5,304	$5,986 \sim 3,725$

④ 賞与(令和6年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/研究職員)

事務•技術職員

	区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
	∠±. ± 4/	V (#8-1-4-14)	%	%	%
	一年文約	分(期末相当)	54.5	53.4	53.9
管理			%	%	%
職員	査定支給: (平均)	分(勤勉相当)	45.5	46.6	46.1
			%	%	%
		最高~最低	$48.1 \sim 43.5$	$50.4 \sim 43.4$	$48.0 \sim 43.6$
	/h. +- //	\ \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	%	%	%
	一年文約	分(期末相当)	54.4	53.4	53.9
一般			%	%	%
職員	査定支給: (平均)	分(勤勉相当)	45.6	46.6	46.1
			%	%	%
		最高~最低	$51.1 \sim 41.8$	$48.0 \sim 41.8$	$49.3 \sim 41.8$

研究職員

- PJI フロ作队 F	`				
	区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
	45.1.44		%	%	%
	一律支給	分(期末相当)	52.8	52.6	52.7
管理			%	%	%
職員	査定支給分 (平均)	分(勤勉相当)	47.2	47.4	47.3
			%	%	%
		最高~最低	$56.2 \sim 40.7$	$56.5 \sim 40.7$	$56.3 \sim 40.7$
	(to -1- (t	A) / He L I = N A)	%	%	%
	一律支給	分(期末相当)	54.4	53.4	53.9
一般			%	%	%
職員	査定支給分 (平均)	分(勤勉相当)	45.6	46.6	46.1
			%	%	%
		最高~最低	$50.0 \sim 40.6$	$49.9 \sim 40.6$	$49.9 \sim 40.6$

3 給与水準の妥当性の検証等

事務•技術職員

事務•技術職員	Т	由版
項目		内容
	•年齢勘案	97.8
対国家公務員	·年齢·地域勘案	101.8
指数の状況	·年齢·学歴勘案	99.6
	•年齡•地域•学歷勘案	102.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	率が32.65%(49名中16名(1級:	合が、勤務地の支給割合よりも高い者の比 地11名、2級地5名))と、国家公務員の を勘案した場合の指数を押し上げている。
	【支出予算の総額に占める国か (国からの財政支出額 5,119,77 令和6年度予算額) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(令和5年度決	4千円、支出予算の総額 8,105,213千円:
	【管理職の割合 14.3%(常勤職 【大卒以上の高学歴者の割合4	战員数49名中7名)】 6.9%(常勤職員数49名中23名)】
	【支出総額に占める給与・報酬』 (支出総額9,234,426千円、終年度決算額)	等支給総額の割合 34.0%】 3年・報酬等支給総額3,140,745千円:令和5
給与水準の妥当性の 検証	から支えるための業務を担って記載したとおり、一般職の職員の務員の給与を参考にしている。	5争力の強化や海洋の利用推進等を技術面おり、職員給与水準についてはⅡ-1-①での給与に関する法律の適用を受ける国家公支給実績について対国家公務員指数から大準と同等となっていることからも妥当であ
	技術面から支えることである。 その業務内容に鑑みれば、II え方は国家公務員の水準を踏っ	国際競争力の強化や海洋の利用推進等を -1-①で示された給与水準の設定の考 まえて定められており、適当である。 5水準設定の考え方に即しており、法人の の検証結果は適当である。
講ずる措置		国家公務員の給与体系に準拠した規程等 あるが、引き続き国の給与改定に沿って適 る。

研究職員

研究職員	中安
項目	内容 •年齢勘案 104.1
対国家公務員	· 年齢 · 地域勘案
指数の状況	· 年齢 · 学歴勘案
1日致(>)7(1)[·年齢·地域·学歴勘案
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	【地域・学歴を勘案した影響】 世界最先端の実験・研究施設を駆使して総合的に研究及び技術開発を 行っている我が国唯一の機関であることから、少数精鋭の研究者で業務を 行っており、その研究領域に精通した者を採用しているため、大卒のうち、 院卒の職員の割合が85.4%(213名中182名)と極めて高く、その結果給与 水準が高くなっている。
	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 63.2%】 (国からの財政支出額 5,119,774千円、支出予算の総額 8,105,213千円: 令和6年度予算額) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(令和5年度決算額)
	【管理職の割合 59.7%(常勤職員数201名中120名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 96.5%(常勤職員数201名中194名)】
	【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 33.5%】 (支出総額 9,314,277千円、給与・報酬等支給総額 3,122,063千円:令和 5年度決算額)
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 当法人は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を技術面から支えるための業務を担っており、職員給与水準についてはII-1-①で記載したとおり、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参考にしている。支給実績について対国家公務員指数から見た場合、国家公務員の給与水準を超えるものとなっているが、その理由は上記のとおりであり、俸給表等の給与体系は国家公務員と同等であるため妥当である。
	(主務大臣の検証結果) 当法人の目的は、運輸産業の国際競争力の強化や海洋の利用推進等を 技術面から支えることである。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ −1−①で示された給与水準の設定の考 え方は国家公務員の水準を踏まえて定められており、適当である。 また、Ⅱ −2の給与実績は給与水準設定の考え方に即しており、法人の 実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は適当である。
講ずる措置	俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠した規程等を整備し、運用しているところであるが、引き続き国の給与改定に沿って適正な給与水準となるように努める。

4 モデル給与

22歳(大卒初任給)

月額 242,000円 年間給与 3,980,900円

35歳 (係長)

月額 314,820円 年間給与 5,178,789円

50歳 (課長補佐)

月額 411,730円 年間給与 6,772,959円

※扶養親族が居る場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

昇給・昇格の実施及び勤勉手当の支給に際して反映させており、今後も継続していくこととする。

Ⅲ 総人件費について

区分	令和5年度	令和6年度
給与、報酬等支給総額	^{千円}	^{千円}
(A)	3,140,745	3,089,084
退職手当支給額	千円	千円
(B)	185,970	260,695
非常勤役職員等給与	^{千円}	千円
(C)	461,336	477,396
福利厚生費	千円	千円
(D)	531,578	535,092
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,319,629	4,362,267

総人件費について参考となる事項

役員及び職員に対して支給する退職手当について、以下の措置を講ずることとした。

【役員】

・「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)及び、「独立 行政法人及び特殊法人等における役職員の給与及び退職手当について」(平成29年11月17 日事務連絡)に基づき、平成30年1月1日以降の支給率を10.875/100から10.4625/100へと改 定し、退職手当支給水準の引き下げを実施。

【職員】

・「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)及び、「独立 行政法人及び特殊法人等における役職員の給与及び退職手当について」(平成29年11月17 日事務連絡)に基づき、平成30年1月1日以降の退職手当基本額の調整率を87/100から 83.7/100へと改定し、退職手当支給水準の引き下げを実施。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

代表的職種(事務・技術職、研究職)の職員の定年年齢は60歳である。

V その他

特になし。